

総務部審理員候補者名簿

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
1	法務課が行う処分全般	法務課	法務課課長補佐(総務・企画グループ)にある職員	
			法務課課長補佐(法規グループ長)にある職員	
			法務課課長補佐(訟務・コンプライアンス推進グループ)にある職員	
			法務課課長補佐(公益法人グループ)にある職員	
			法務課主査(法規グループ)にある職員	法規グループ主査全員(4名)が対象
			法務課主査(訟務・コンプライアンス推進グループ)にある職員	訟務・コンプライアンス推進グループ主査全員(3名)が対象
			法務課主査(公益法人グループ)にある職員	
2	職員の退職手当に関する条例に基づく処分全般	人事局企画厚生課	企画厚生課参事・課長補佐(企画調整グループ)又は調整総括主査にある職員	企画厚生課参事・課長補佐(企画調整グループ)又は調整総括主査が対象
3	住民基本台帳法第30条の32に基づく自己の本人確認情報の開示及び同法第30条の35に基づく自己の本人確認情報の訂正に関する処分	市町村局	市町村局課長補佐(行政課行政グループを除く。)又は主査にある職員	市町村局主査全員が対象
4	行政書士法第14条に基づく行政書士に対する懲戒に関する処分及び同法第14条の2に基づく行政書士法人に対する懲戒に関する処分	市町村局	市町村局課長補佐(行政課行政グループを除く。)又は主査にある職員	市町村局主査全員が対象
5	市町村局行政課行政グループの担当事務に係る市町村が行う法定受託事務に関する処分	市町村局	市町村局課長補佐(行政課行政グループを除く。)又は主査にある職員	市町村局主査全員が対象
6	市町村の合併の特例等に関する法律第5条に基づく請求が同一の内容であることについての確認	市町村局	市町村局課長補佐(振興課振興グループを除く。)又は主査にある職員	市町村局主査全員が対象
7	庁舎室庁舎管理課が行う処分全般	庁舎室庁舎管理課	庁舎室庁舎管理課課長補佐にある職員	庁舎管理課課長補佐全員(8名)が対象
8	庁舎室庁舎整備課が行う処分全般	庁舎室庁舎整備課	庁舎室庁舎整備課課長補佐にある職員	庁舎整備課課長補佐全員(3名)が対象